

# 安曇野市立明科北認定こども園保育業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目 的

この要領は「安曇野市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき、安曇野市立明科北認定こども園保育業務委託のプロポーザル実施について必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務概要

- (1) 業 務 名：安曇野市立明科北認定こども園保育業務委託
- (2) 仕 様：別添仕様書のとおり
- (3) 履行期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所：安曇野市明科東川手 872 番地 1
- (5) 費用の上限額：169,356,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む）以内。  
また、上記金額を上回る額の提案は認めません。

## 3 実施形式 公募型プロポーザル方式

## 4 スケジュール（予定）

| 内 容                     | 日 程                 |
|-------------------------|---------------------|
| 第 1 回審査会（募集要領等素案の協議、決定） | 令和 7 年 11 月 5 日（水）  |
| 実施要領公開、参加申込書受付開始        | 令和 7 年 11 月 7 日（金）  |
| 応募に関する質問受付期限            | 令和 7 年 11 月 20 日（木） |
| 参加申込書受付期限               | 令和 7 年 12 月 8 日（月）  |
| 企画提案審査委員会（プレゼンテーション）    | 令和 7 年 12 月 16 日（火） |
| 結果通知                    | 令和 7 年 12 月 23 日（火） |

## 5 業務委託候補者の選定方法

- (1) 安曇野市立明科北認定こども園保育業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において審査の上、選定します。
- (2) 審査委員会の委員は下記のとおりです（順不同）。
  - ① 自然保育有識者… 1 名
  - ② 安曇野市保育所長… 1 名
  - ③ 安曇野市公立認定こども園長… 1 名
  - ④ 安曇野市行政職… 3 名
- (3) 審査委員への当業務に関わる事前の接触を禁じます。
- (4) 事業計画書の提案者によるプレゼンテーションを行い、最も優れた事業計画を有すると認められた者を業務委託候補者とします。
- (5) このプロポーザルに参加する諸費用は、全て参加者の負担となります。

## 6 参加資格要件等

次の要件の全てを満たすこと。

- (1) 次のいずれかの施設を通算して原則3年以上運営していること（令和7年4月1日現在）。
  - ① 認可保育所
  - ② 認定こども園
  - ③ 幼稚園
  - ④ 地域型保育施設
  - ⑤ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている認可外保育施設
- (2) 法人が運営している保育施設等の運営を適正に行い、所管庁が実施する直近の監査又は指導検査で重大な文書指摘を受けていないこと。
- (3) 長野県が示す信州型自然保育認定区分の普及型及び特化型の双方の保育を行うことができること。
- (4) 運営に必要な経済的基盤があることとして、以下の要件を全て満たしていること。
  - ① 申込時、自己資金として年間事業費の「1/12」以上を保有していること。
  - ② 直近の会計年度において、保育所を運営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
- (5) 直近2年間の会計年度において、債務超過（負債が資産を上回っている状況）になっていないこと。
- (6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第3項第4号イからルまでに該当しないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと（地方公共団体の一般競争入札の参加資格に抵触するもの）。
- (8) 直近1年間の法人税及び消費税を滞納していないこと。
- (9) 直近1年間の法人事業税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (10) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき民事再生手続開始の申立てをしたとき等）にないこと。
- (11) 代表事業者及びグループ構成事業者が、次のいずれかに該当しないこと。
  - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき、又は暴力団員等が事業者の経営に事実上関与していると認められるとき。
  - ② 業務に関し、不正に財産上の利益を図るため、又は第三者に損害を加えるために暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
  - ③ 暴力団又は暴力団員等に対して、直接若しくは間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。
  - ④ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

7 参加申込書等の提出書類（※白黒、カラーは問いません。）

（１） 提出書類

- ① 保育業務委託プロポーザル参加申込書……………様式 1
- ② 法人の代表者等名簿……………様式 2
- ③ 法人の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ④ 印鑑証明書（申込書等に押印したものと同一のもの）
- ⑤ 法人概要、パンフレット等
- ⑥ 過去 3 期分の事業報告書
- ⑦ 過去 3 期分の貸借対照表及び損益計算書
- ⑧ 就業規則（給与規定含む。）
- ⑨ 安曇野市立明科北認定こども園の保育業務委託事業計画書……………様式 3
- ⑩ 安曇野市立明科北認定こども園の保育業務委託に係る収支予算書……………様式 4
- ⑪ 現在運営している保育所等に関する書類（複数ある場合は任意の 1 ヶ所の過去の直近年度分）で次に掲げるもの
  - ア 保育課程
  - イ 年間計画書類
  - ウ 月ごとの計画書類（4 月の各年齢クラス分）
  - エ 週、日ごとの計画書類及び保育記録（4 月の各年齢クラス分、個人情報に記載されている部分は、提出の必要はありません）
  - オ 職員研修計画書又は実施の分かる書類
  - カ 避難及び消火に対する訓練計画・訓練結果
  - キ 防災・防犯対策に関するマニュアル等
  - ク 事故防止対策に関するマニュアル等
  - ケ 健康管理又は衛生対策に関するマニュアル等
  - コ 園だより等
  - サ 所管庁が実施した監査及び指導監査の結果
  - シ 外部評価（第三者委員会などある場合）

（２） 書式等

- ① 参加申込書等の提出書類の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 判とする。
- ② 提出書類はファイル等で上記の順番で綴り、インデックスとページ番号を付け、表紙と背表紙には、1 部に「安曇野市立明科北認定こども園保育業務委託 応募書類(正) 法人名〇〇」と記載、残り 6 部には「安曇野市立明科北認定こども園保育業務委託 応募書類(副) 法人名〇〇」と記載ください。

（３） 提出場所

事務局 安曇野市 教育部 こども園幼稚園課 保育幼稚園担当（1 階 16 番窓口）  
〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地  
TEL 0263-71-2256（直通） FAX 0263-72-2065（共用）  
E-mail : hoiku@city.azumino.nagano.jp

(4) 提出期間

令和7年11月7日（金曜日）～ 令和7年12月8日（月曜日）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。時間は午前9時から午後5時15分まで。）

(5) 提出方法

① 持参又は郵送とする。郵送の場合は12月8日必着。

② 提出書類の受領確認のため、受付番号を付した提出書類受領書様式5を交付します。  
郵送で提出された場合は、申込先に郵送します。

(6) 提出部数

原本1部、副本6部を提出してください（副本はコピーでも可です。）。

(7) 参加資格要件の審査

参加資格については、参加申込書に基づき審査します。

(8) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、参加資格を満たさないものに対しては、該当とならなかった旨及びその理由を参加申込書受領後、書面により通知します。

② 審査結果に関する問合せ、異議申立ては一切受け付けません。

(9) その他の留意事項

① 参加資格要件を満たしている者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退の理由を記した辞退届（任意様式）を提出してください。

8 質問の受付及び回答

実施要領等に関して質問がある場合は、次のとおり質問を受け付けます。審査員への直接の質問は禁じます。

(1) 質問様式：質問書 様式6

(2) 受付期限：令和7年11月20日（木曜日）午後5時まで

(3) 提出方法：FAX又は電子メール（いずれも送付の旨を電話連絡してください。）。

(4) 提出先：上記7（3）に同じ。

(5) 回答方法：受け付けた質問及び回答内容は安曇野市ホームページに掲載します。

(6) その他

① 質問応答内容は、そのまま実施要領等の追加及び更新とみなします。

② 質問は当該業務に係る条件や応募手続きに限るものとし、他の事業者からの申込状況内容等にはお答えできません。

## 9 選定の基準

次の基準に基づいて選定します。

| 項 目              | 審査内容                 |
|------------------|----------------------|
| 申込者基本事項          | 法人の沿革・運営実績法人の運営状況、実績 |
| 事業者の意欲           | 事業の PR               |
|                  | プレゼンテーション            |
|                  | 職員体制及び研修             |
| 保育内容に関すること       | 保育理念、方針              |
|                  | 子どもの健康管理             |
|                  | 安全管理                 |
| 地域、保護者との信頼関係について | 保護者との連携              |
|                  | 三者協議について             |
|                  | 地域との信頼関係             |
| 合 計              |                      |

## 10 選定の方法

- (1) 提案の審査は各審査項目に評価基準を設け、その基準により点数付けすることにより行う。

点数付けは審査委員ごとに参加者の得点を計算し、審査委員ごとの参加者順位を決め、審査委員が参加者順位 1 位を最も多く付けた参加者を候補者とする。

参加者順位 1 位が同数の場合は、参加者順位 2 位が最も多く付いた参加者を候補者とします。以下同数の場合は同様に 3 位 4 位と続けます。

参加事業者が 1 者のみであっても、提案内容の審査は行います。

審査の結果、全審査委員の評価点の平均が満点の 7 割を下回る場合は、提案は不採用とします。

- (2) プレゼンテーションの実施日時及び場所（予定）※時間等詳細は別途通知します。

- ① 開催日：令和 7 年 12 月 16 日（火曜日）
- ② 場 所：安曇野市役所 会議室 301
- ③ 持ち時間：持ち時間は計 60 分とし、内訳は下記のとおりとする。
  - ・準備 5 分
  - ・プレゼンテーション 35 分
  - ・質疑応答 20 分

### ④ 実施方法

ア プレゼンテーションは提出された事業計画書に沿って行うこととし、市から指示があった場合を除き、追加資料等の当日配布は認めない。

イ 使用する物品のうち、プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブル、電源以外のものは各事業者で用意すること。

ウ プレゼンテーションへの参加者は 3 名を限度とし、本業務に直接携わる主担当者が説明すること。

⑤ 注意事項

- ア 参加事業者 が1 者の場合は、1 者であることを明かさずにプレゼンテーションを実施します。
- イ プレゼンテーションの順番は、審査委員会で抽選を行い決定します。
- ウ プレゼンテーションを欠席した場合は失格とします。
- エ 事業者による会場内での録音、録画は禁止とします。
- オ プレゼンテーションは、非公開とします。

11 候補者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- (1) 審査の結果、候補者に選定された者に対して、その旨を通知します。
- (2) 上記(1)以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を非選定通知書により通知します。
- (3) 選定結果に関する問合せ、異議申立ては一切受け付けません。
- (4) 候補者を選定した時は、遅滞なく安曇野市ホームページに掲載します。

12 随意契約に係る見積書の徴収

上記11により決定した候補者を、当該業務に係る随意契約の見積書の徴収の相手方とします。

13 その他の留意事項

- (1) 本業務における予算が成立しなかった場合であっても、本プロポーザルに要した全ての費用を本市に請求することはできません。
- (2) 提案書等の作成及び提出並びに提案プレゼンテーション等に要する費用は、全て提案者の負担とします。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。
- (3) 審査結果に対して、異議及び不服を申立てることはできません。
- (4) 提出される全ての書類及び資料は、審査以外の目的には使用しません。
- (5) 提出された全ての書類及び資料は、返却することはできません。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、審査の前後にかかわらず参加者を失格とすることがあります。
  - ① 参加資格を満たしていない場合
  - ② 提出期限、提出先、提出方法等が適合していない場合
  - ③ 参加資格に虚偽の記載が判明した場合

14 担当部局

〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地

安曇野市 教育部 こども園幼稚園課 保育幼稚園担当

係長：大堀 正人 担当：下里 真史

TEL 0263-71-2256 (直通) FAX 0263-72-2065 (共用)

E-mail hoiku@city.azumino.nagano.jp